

(一社)全国建設産業団体連合会

第30回専門工事業全国会議 議事要旨

2025年12月3日(水) 振興基金501会議室

14時00分-16時00分

【来賓】

見坂参議院議員

佐藤前参議院議員

国土交通省 藤田大臣官房審議官

不動産・建設経済局 渡邊建設業課長

伊勢大臣官房参事官

山岸建設振興課長

(一財)建設業振興基金 谷脇理事長

長谷川専務理事

【正副会長】

石津会長(茨城)、千葉副会長(宮城)、竹上副会長(三重)、山本副会長(福井)

小崎副会長(京都)、中筋副会長(島根)、西岡副会長(愛媛)

【各府県専門工事業代表者】

太田会長(岩手)、阿部会長(秋田)、田村会長(福島)、植田会長(茨城)

小牧会長(栃木)、白戸会長(埼玉)、酒井田理事長(岐阜)、柴会長(静岡)

森理事(富山)、小寺理事長(石川)、鹿野理事長(滋賀)

山本相談役(京都)、北本専務理事(兵庫)、田本会長(島根)

土井会長(愛媛)、曾和相談役(長崎)、喜讀代表理事(熊本)

【随行及び事務局】

西村専務理事(宮城)、渡辺専務理事(秋田)、松山専務理事(茨城)

関課補佐(茨城)、青木常務理事(栃木)、知久常務理事(埼玉)

石橋係長(千葉)、永原事務局長(長野)、原事務局長(岐阜)

加藤専務理事(富山)、平岡専務理事(京都)、山岡専務理事(島根)

天野専務理事(長崎)、源河専務理事(沖縄)

高木参与、河野参与

下岡専務理事、山田事務局長、中村参与

議 事

- ①専門工事業委員会からの報告(ブロック会議とりまとめ)
- ②各府県専門工事業代表者より意見
- ③正副会長より所感

テーマ1 技能労働者の育成・確保・定着について

テーマ2 民間建築工事における適正な工期設定について

配布資料

資料-1 第30回専門工事業全国会議出席者名簿

資料-2 専門工事業各ブロックにおける意見一覧

資料-3 専門工事業委員会報告要旨

資料-4 第29回専門工事業全国会議議事要旨

資料-5 令和7年度第1回・第2回専門工事業委員会議事要旨

【開催挨拶】

■石津会長(茨城県)

建設産業界は、人件費、資機材費等の高騰により、厳しい経営環境が依然として続いている。

先般の全国会長会議の決議を踏まえ、関係機関へ国土強靱化実施中期計画の着実な執行、令和8年度当初予算の大幅な増額確保などを中心に要望し、地方建設産業の苦しい実情を訴えた。

国土交通省におかれては、建設産業の持続可能な発展に向け、今月には第三次・担い手3法の完全施行を控えているところ、かねてより建設産業の適正な利潤の確保、技能労働者の処遇改善に向けた、各種施策を進めて頂きたい。

また、公共工事において、長時間労働の是正、4週8休等の確保、適正な工期設定や技能労働者の公共工事設計労務単価の引き上げ等大幅に前進しているが、民間建築工事はこれらの取り組みが非常に遅れており、本日のテーマのとおり、民間発注者の理解や協力を頂きながら、建設産業界全体で努力をしていかねばならない。

本日は、第1回専門工事業委員会において、2つのテーマを設定し、各府県及び各ブロックにおいて地域の実情を踏まえ、議論を頂き要望内容を取りまとめたと聞いており、建設産業界の活性化に繋げ、実りある会議になるよう期待していると挨拶した。

■国土交通省 藤田大臣官房審議官

この会議は現場の最前線で施工にあたっている様々な職種の専門工事業の皆様並びに現場のマネジメントに携わる元請の皆様より、これまでの各ブロックで交わされてきたテーマについて議論を深めていく会議と伺っている。

特に専門工事業が元請と同じ場で意見交換をすることは全国建産連ならではの形式であり、団体の特徴と強みがあると感じている。

異なる職種間で置かれている立場をお互い認め合い、建設産業を支えるパートナーシップとしてより良い方向の足掛かりとなるよう期待している。

行政として、貴重な場をお招き頂き、現場が抱えている不安や課題等について把握し、これまでの取り組みを振り返るとともにより魅力的な産業になるよう目指していく。

今回も公共工事設計労務単価、歩掛り、イメージアップ戦略、担い手の確保に向けた育成・定着、働き方改革を進めるうえで課題となる民間工事での適正工期の確保等、業界として抱える大事なテーマがあげられている。

様々な取り組みを進めて頂いている課題であるので、課題解決に向けて今後の取り組みに活かして参りたい。

昨年6月に第三次・担い手3法が成立され、その1つである改正建設業法が12月12日に全面施工となっている。

中でも技能者の処遇改善に向け、適正な労務費を確保することで、適正な賃金の行き渡りを目指す仕組みである労務費の基準が昨日に中建審で決定・勧告された。

担い手の確保・定着・促進という最大の課題を解決するための取り組みであるのご理解を頂き、一層のお力添えを頂きたい。

高市政権で初となる総合経済対策、令和7年度補正予算案が先日閣議決定されたところであり、今回の補正予算案では公共事業費について、2兆円を超える規模の計上になった他、国土強靱化については、経済対策の3つの柱であるうちの1つ危機管理投資、成長戦略による力強い経済の実現に令和の国土強靱化の実現が位置付けられており、これを推進すべく第一次国土強靱化実施中期計画の初年度が対前年比1.35倍の1兆2346億円が計上されたところである。

近年の自然災害における頻発・激甚化を踏まえて、一刻でも早く災害に屈しない大事な予算であり、建設業を支える皆様には、防災・減災、国土強靱化に向けた関係事業の実施にご理解とご協力をお願いしたい。

建設産業は、国民生活と経済活動を支える礎として重要な役割を担っており、今後更に逞しく、より魅力的で且つ持続的に発展していけるよう全力で取り組んでいくと挨拶した。

【専門工事業委員会の報告】

第2回専門工事業委員会において2つのテーマを設定し、各府県、各ブロックにおいて意見集約を行い、専門工事業委員会田村委員長より報告を行った。(資料-3参照)

【各府県専門工事業より意見・要望】

■太田会長(岩手県)

テーマ1

行政に対する要望→技能労働者に対してCCUSによる技能や経験に応じた適切な処遇が直接的に出来ること。また、事業者の費用負担の軽減をお願いしたい。

新卒者確保に向け、実業系高校との連携を深めながら、若手社員の定着に向け、スキルアップのための教育とスキルに応じた評価を行うことが必要であり、更に海外の優秀なエンジニアのスキルの活用が必要と考えられるため支援するような施策をお願いしたい。

■阿部会長(秋田県)

テーマ1

行政に対する要望→工業高校の数々が統合され、名称からでは工業系高校と分からない学校が増えているように思われ、統合後は明らかに県内建設業に就職する生徒が激減し、県外就職・進学が増えていることから関係省庁を巻き込んで担い手の確保について対策を講じて頂きたい。

また、建設部と教育庁の縦割りが弊害になっているのではないかと学校においては、中高一貫校の影響が考えられる。

■田村会長(福島県)

テーマ1

行政に対する要望→各企業は新規採用から定着まで、教育・研修や一定程度就業した者に奨学金免除や補助金の支給を行い処遇改善に取り組んでおり、費用や時間を費やしているため、経費の補助や助成等の支援をお願いしたい。

猛暑等で天候に左右されるため、作業効率の変動を考慮した歩掛りの設定をお願いしたい。

元請に対する要望として、女性も活躍ができる快適な現場の環境整備をお願いしたい。

テーマ2

行政に対する要望→工期に関する基準(令和6年3月27日中建審)を民間に対しても指導をお願いしたい。

元請に対する要望→工期優先ではなく時間外労働や休日出勤等が必要な場合があるため、契約時に考慮して頂きたい。

■植田会長(茨城県)

テーマ 1

行政に対する要望→働き方改革の中で、若者を業界に招き入れるための施策をお願いしたい。

また、週休二日における収入減について対策をお願いしたい。

夏季を含めた柔軟な働き方の再検討(休暇・工期・賃金等)をお願いしたい。

県内では 4 週 8 閉所を進めているが、各市町村においては浸透していないところがある。

■小牧会長(栃木県)

テーマ 1

栃木県は東京都の近県であり、人材が流出しやすいため採用強化策として県内の工業高校で「魅力ある建設業」PR 活動を考えている。

■白戸会長(埼玉県)

テーマ 1

行政に対する要望→週休二日における工期工程を適正に組んで頂きたい。それに伴い収入減にならないような設計労務単価の設定をお願いしたい。

■酒井田理事長(岐阜県)

テーマ 1

元請に対する要望→公共工事と民間工事を比較すると、公共工事においては設計労務単価、休暇が取得できる状態であるが、民間工事においては設計労務単価の 2 割程度安い金額であると感じている。

また、休暇においては 4 週 8 休を進めているところである中、民間では日曜日のみ休暇で土曜日は可動できる状態である。

業界を知って頂くために工業高校に出前授業を行いながら数名でも多く入って頂くよう取り組んでいる。

■柴会長(静岡県)

テーマ 2

元請に対する要望→工期終盤になると試運転調整の時間が無いため、働き方改革を含めてガイドラインを作成して頂きたい。

■森理事(富山県)

テーマ 1

公共工事設計労務単価について、近年、週休二日制工事が増えており、延べ時間数では労務時

間が減少している。また、当業界(安全施設業)の区画線工事は、塗装であり、公共工事設計労務単価では、当業界の区画線は該当しない。公共工事設計労務単価に路面標示塗装工を加えて頂きたい。

土木作業における公共工事設計労務費単価は、『特殊作業員』『普通作業員』『軽作業員』の3種に分類しているが、土木資格の1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士を作業中に立会・配置を要する作業には、それに見合った労務単価を設け、積算上反映をお願いしたい。

実態は人手不足により『特殊作業員』資格者が、『軽作業員』作業を行う場合が多々あり、積算と実態が乖離している。『普通作業員』を『1級作業員』『2級作業員』に分け、作業の必要度に併せて積算上配置をして頂きたい。

北陸では降雨が多いため、路面の塗装作業は天候に左右されることが多い。また、酷暑の環境下での作業は高温の材料を使用することから、熱中症対策による注意喚起がされ、課題が多岐に渡る。

防衛策として社員を守るために深夜に作業を行い、深夜手当を支払っているが、価格に反映されていないことが実態であるため、調査を行って頂きたい。

■小寺理事長(石川県)

テーマ1

行政に対する要望→社会保険加入義務があるにもかかわらず、未加入の専門工事業者との契約をしない現場に入れない趣旨をゼネコン各社に対し、更に周知徹底するようお願いしたい。

また、未加入者は昔と比較すると減少したが、一定数の未加入者が存在しているのが実態である。

技能労働者の確保に向けて、製造業並みの祝日が必要であると考えられ、4週8閉所等になるようお願いしたい。

また、稼働日数の減少となった場合、公共工事設計労務単価の引き上げをお願いしたい。

出前講座等の広報活動に対して、助成金等の支援をお願いしたい。

発注者や元請の都合による工期の短縮や、設計変更に係る費用は専門工事業者に対して、確実に支払いをするよう指導をお願いしたい。

夏季の躯体業者の労働環境は年々厳しくなっている。特に夏季の7月から9月は施工能力が3割減少しており、公共工事に関しては、夏季の割増賃金の配慮を頂きたい。

■鹿野理事長(滋賀県)

テーマ1

外国人雇用をするにはJACの入会が必要であり、建設業者は受入負担金が月一人当たり12,500円発生する。

テーマ 2

就労支援団体へ年間4万円程度の支払いがあり、外国人雇用の推進ができないため費用負担が軽減されるようお願いしたい。

地方の中小建設産業(専門工事業)に外国人労働者が定着するよう、転籍にあたっての条件整備をお願いしたい。

■山本相談役(京都府)

テーマ 2

働き方改革で休暇が増えることは喜ばしいが、工期延伸は良くない考える。

これらを防ぐためにも、当初の設計段階から専門工事業者の段取りを考えた工程を組み、工期設定にする仕組みを業界全体で考えていく必要がある。

例えば、スリーブを設置する際も建築工事が設置を行えば効率よく進む。

また、外構工事についてもピットを設置することで、最終工程に係る専門工事業者の作業効率が上がると考える。

工期の短縮を行うには、この様な工程を含めた構造を考えていかなければならない。

■北本専務理事(兵庫県)

テーマ 1

若年層の入職者に関しては、就職に対して大きな影響力を持つ親を巻き込んだインターンシップや就職説明会が有効と思われる。その企画、運営に対する助成金等の支援を頂きたい。

中途採用者については、転職が当然のような風潮となっている昨今では、一人前になってもらうためにお金や時間をかけても数年で退職されることがある。

新規入職者の確保だけでなく、現従業員のつなぎ止め、例えば魅力ある職場環境づくりなどにも力を入れていくべきと考える。

■田本会長(島根県)

テーマ 1

行政に対する要望→建設業従事者の年収を少なくとも全産業並みとするため、基本原資となる公共工事設計労務単価を政策的に引き上げるとともに、民間工事における賃金相場の上昇に繋がる施策を強力に推進することをお願いしたい。

元請に対する要望→市町村や民間工事において、土日閉所の週休二日制導入の徹底の指導をお願いしたい。

■土井会長(愛媛県)

テーマ 1

行政に対する要望→技術者、技能者は現場で異業種も含めて多くの方と関わり、指導を頂いて一人前の職人となる。

今後、日本は若者が減少するなか、女性にも技能者、技術者になって頂きたい。

特に外国人については、働く意欲がある者を育成していきたいと考えているため、支援をお願いしたい。

■曾和相談役(長崎県)

テーマ 1

元請に対する要望→若年層や女性を含む多様な人材から、「選ばれる産業」となるためには、現場の快適性・清潔性・安全性が求められるため、働きやすい現場環境の整備に向けて、休憩室や男女別水洗トイレ(快適トイレ)等の設置をお願いしたい。

また、様々な取り組みを考えることで、より良い現場環境が改善されると期待している。

■喜讀代表理事(熊本県)

テーマ 1

行政に対する要望→県内において働き方改革の重要性は理解しているが、時間外労働の上限規制は人手不足によって厳しい状況である。

技能労働者の中には、働きたいという声があるため、柔軟な対応ができるようお願いしたい。

元請に対する要望として、価格競争が厳しく、金額の優先度が高い状況であるため、公共工事で主流の総合評価方式を民間にも周知して頂きたい。

CCUS の促進について良いものと理解しているが、現時点では対応しきれていない状況であり、業種間に温度差に応じて進めて頂きたい。

テーマ 2

行政に対する要望→昔と比較し解体工事も分別の手間となり、工期が遅れるため、解体工事も工期が長くなっていることを周知して頂きたい。

異常気象に対する補正や大規模災害による工期の延長に対する支援や助成をお願いしたい。

中小企業のほとんどが小規模な企業であるため、川下までに行き渡るよう建設 G メンによる指導、徹底をお願いしたい。

【元請の立場として正副会長より所感】

■石津会長(茨城県)

本日は皆様のご意見を聞いて、共通の課題を抱えていることを強く感じた。

ご意見があった追加工事の費用が落札率を基に計上される事例について、既に改善するよう要望している。

働き方改革により休暇が増える一方で収入減となるため、適正な労務費が行き渡っているか厳しく確認しなければならない。

また、建築工事は工事一式で積算が多いことから、労務費より材料費の比重が高いと思われ、今後は労務費の比重を高くしなければならない。

若年層の人材確保について、土日閉所でなければ入職させることが厳しいと考える。

また、休暇が増える中でも技能者が賃金を確保するには、日給月給制から月給制へ移行することが考えられ、土日閉所でも減収とならず安心を与えられるため検討すべきである。

しかし、高額な社会保険料の負担から、一人親方における問題解決に向けた取り組みも必要である。

休暇について、建築の現場において国や県と比較し、市町村は週休二日制の導入が遅れており、企業によっては国の仕事を請負えば土日に休暇となるが、それ以外であると休みなく作業することから不公平が生じるため進めて頂きたい。

工期について、前工程の遅れにより後工程にしわ寄せが生じ、電気工事業や設備工事業等が負担を強いられているため適正な工期設定が重要と考える。

過去に「半ドン」があり、異業種間の交流として若手技能者育成、コミュニケーションの場として役立っていたため、将来を担う若手の技能労働者に向けて交流の場を再度設けて頂きたい。

今後、現場がより良くなるには『賃金の行き渡り』『適正な工期設定』が大きな問題であり、元請においても共通するテーマであると感じた。

建産連は元請・下請が共に意見を交わすことが出来る場であり、業界をより良くするため課題解決に向けて今後も貴重な意見を頂きたい。

■千葉副会長(宮城県)

週休二日について、東北の実情を以下に述べた。

全国の国土交通省地方整備局により、5年平均で雨・雪・暑さ指数(WBGT 値)が31以上の係数があり、工場勤務であれば、土日祝日の休暇は平均で238日/年となる。

(東北の場合は雨休率が地方によって異なり、岩手県は約218日、山形県は約188日)

現場で働く過半数が日給月給制であり、休暇が増えることで収入減に繋がってしまう。

過去には今より1ヵ月多く残業することができ、収入を得ることができていたが、現在では、週休二日の取得がなければ魅力ある産業に思われず、入職に繋がらないため、休暇が取得でき且つ収入減にならないような工夫が重要である。

また、収入減に伴い、地方によって雨休率が異なるため、配慮頂きたい。

酷暑による作業効率の低下について、業種の実情に合わせた単価の設定をお願いしたい。

週休二日であると機械等損料が変わると考えられ、民間における運転日数・年間教育日数・1日当たりの運転時間も働き方改革に含まれ、作業前の体操においても勤務時間であることから実働稼働時間が短縮されていることが現状である。

1時間当たりの機械の単価も変わると考えられるため、実情に合わせた見直しをお願いしたい。

■竹上副会長(三重県)

テーマの課題解決に向けて、専門工事業とコミュニケーションを図ることで改善していくと考える。

元請、専門工事業の両者が抱える課題は3つあると考えられ、1つ目は人を確保するか、2つ目は入職してきた者の給料を確保するか、3つ目は魅力ある環境づくりが重要である。

特に1つ目の経営資源である『人』の問題については今後減少傾向であるため、厳しい状況化でどのように確保していくか考えなければならない。

■山本副会長(福井県)

県外へ流出する学生が県内で就職してもらうことが重要であり、県内の取り組みでは、技術フェアに技術系の学生に参加してもらい、学校の先生と連携し開催している。

人手不足を解消するには行政、学校の先生、業界でコミュニケーションを図ることが重要である。

また、今年度から福井県では外国人労働者の受け入れの施策として、ミャンマーの現地法人与建設業の入職に向けて、現地の日本語教育に対する補助金を頂いている。

現在は、約5名と少人数であるが、年々入職者を増やしていく。

現場環境の改善及び女性の活躍について、県内では女性用トイレ、更衣室設置に対し働きやすい現場環境の改善に向けて取り組んでおり、133万円を上限とし補助金を頂いている。

CCUSについて、県内のゼネコンも前向きに取り組まなければならない。

また、企業として登録しているが、技能者の登録数が少ない状況である。

■小崎副会長(京都府)

建産連で働き方改革検討会・建築検討部会の部会長を務めさせて頂いていたが、民間建築における課題は依然として解消されない中、時間外労働の上限規制が適用されたことで一層厳しくなっている。

設計図書の不備が多く、現在の1級建築士の試験制度や免許更新に伴う一層の研修強化が必要である。

なぜなら、積算、仮設計画ができない者が図面を描いているため、現場の実態を把握できていない者が多いと考える。

また、分業(意匠・監理)しているため、図面が異なる場合があり、1級に限らず建築士の在り方と

設計事務所の業務内容について深掘りして頂きたい。

近年の酷暑による作業効率の低下による対策として、サマータイムの導入の時期が近いと感じており、小手先の対応では厳しいと考える。

国として、サマータイムを検討して頂くことで、様々な制度を変えずに対応ができると考える。

工期について、工期検査機構を設立し、一定規模以上の工事や地域毎の実態に応じた検査が出来る仕組みが不可欠であると考えます。

大卒技術者の採用について、急激に初任給が上昇したことにより、地方の建設会社では会社説明会の人に来ないことが実態であり、急激な賃金の引き上げは労働市場のダンピングのようになってしまうと考える。

■西岡副会長(愛媛県)

テーマ 1→各社における 4 週 8 休の統一化は各地域の自然環境に左右されることが多く土木工事においては難しい問題である。

専門工事業の意見はもっともであるが、元請だけでは困難な問題が多く含まれるため、課題を解決に向けて、国交省や自治体へ継続的に要望することが必要である。

テーマ 2→3 つの要望について、民間発注者は自治体よりも工期、金額の面で厳しいことから、民間発注者に対し、第三次・担い手 3 法の趣旨を踏まえ、各地区の商工会議所や商工会を通じて適正な金額、適正な工期となるよう要望が必要である。

建築図面の差異について、建産連には建築施工業者、建築士事務所等の各団体が加盟していることから、特に問題が生じている各地区の建産連においては、意見交換の場を設けることが望ましいと考える。

■中筋副会長(島根県)

建築設計事務所の権利が大き過ぎるため設計、積算、工期設定、監理の業務を一括して行っていることから設計事務所の業務を分担することが必要と考える。(設計した者以外が見積りを作成する等)

休暇について、サマータイムの導入について賛成している。

給与について、週休二日制、有給、年末年始、盆休暇等を合わせると年間稼働日数が約 220 日となり収入が限られてしまうため、CCUS のレベル別年収に合わせて給与が上がるよう実施しなければ建設産業に入職者は増えないと考える。

【国土交通省より所見】

■渡邊建設業課長

テーマ 1 については、市町村、民間建築においては重要な問題であり、昨日、国会で見坂先生からご質問いただいても、非常に強い問題意識をお持ちと承知している。

実態として国や県は進んでいるが、市町村の工事で週 2 日制が導入されていないところもある中、約 7 割程度と少しずつ進展している。

民間工事は更に遅れており、約 3 割程度が 4 週 8 休という状況である。

工期の基準について、国では週休 2 日を前提とした工期、費用を支払うことを受発注者含め設定しており、民間へ様々な機会を通じて自治体に対して、総務省と連名で通知を実施し、定期的に会議を行い働きかけている。

また、設備工事における手戻り、後工程の問題があるが、工期の基準で手戻りがあった場合の工期について適切に対応し、必要な場合は工期を延長して費用を負担していく。

電気工事は受電日等の最も所用時間の係る作業がある場合は配慮した工程を作成していくことまで記載している。

国として示しているところで、契約時において、国が基準を示していることを言って頂き、交渉に役立てて頂ければと考える。

国の基準を示して頂いた方が発注者の方も含めて、民間工事の中で広まるよう取り組む。

猛暑日について、工期の基準のなかで工期設定する上で雨天と同様に配慮することを明確に記載しており、公共団体、民間も含めて広く働きかけを行っている。

厚生労働省の制度に変形労働時間制があり、各専門工事業者の意見を受けて、厚生労働省で建設業での変形労働時間制の活用、暑い時季や冬で仕事ができない時に対応するようガイドラインを作成している。

一方で、制度の対応ができないという声もあり、強い問題意識から猛暑に対する問題について、総合的に対応できないため、業界の皆様よりご意見を伺いながら対策を検討している。

テーマ 2 の建築確認申請手続きにおける工期の確認は、制度として建築確認は技術的適合の審査であり、民間同士で決める前提である。

住宅局について建築意匠における設計について問題があり、仮設の計画等が曖昧のため問題意識もある。

現行対応として、建築士の講習を義務付けがあり、テキストで適切な工期の設定について、記載した上で建築士に周知できるように取り組んでいく。

■伊勢大臣官房参事官

CCUS の実効性について、労務費に関する基準においても賃金の行き渡りとして、CCUS レベル別年収の水準を目指していくことを明確に打ち出した。

CCUS レベル別年収については、上位・中位・下位の 3 段階で目安を示しており、標準値や目標値

がある。

標準値は水準であり、労務費が行き渡っていない状況では、低賃金となっていると推定して、労務費ダンピングの調査を行っていく。

CCUS レベル別年収の位置付けに向けて、建設業法に基づく調査や行政的な監督の基準として活用することが重要である。

このような取り組みを併せながら、CCUSレベル別年収や就業履歴を蓄積し、レベル判定を受けて、見合った処遇を受けて、賃金の行き渡り双方の実効性確保に取り組んで参りたい。

歩掛りについては実態調査に基づいて、補正を掛けている状況である。

補正の積み増しを行うためには、歩掛り、公共工事設計労務単価においても、会計法令上、取引の実勢や事業の実態に照らして予定価格を組む縛りがあり、実態調査を行ったうえで価格を設定している。

歩掛りの調査においては、待機時間、休憩時間等、現場の状況を細かく回答頂くことで、歩掛りの見直しに繋がると考えられるため協力をお願いしたい。

公共工事設計労務単価について、全国全職種平均が 24,852 円、建設技能者の年間賃金、構造基本統計調査によると 4320/千円であり、全産業平均 5080/千円と差がある。

ひとつの原因としては、岐阜県より単価が民間工事では 1.5 割から 2 割低いとご意見があった。

労務費に関する基準は公共工事設計労務単価並みの行き渡りを公共工事、民間工事それぞれで目指していくために、国交省が各種の実効性確保策、職種別工種別の労務費の基準値を作成することとなっている。

公共工事設計労務単価の労務費調査は 1 日でも公共工事を行っていれば調査の対象となる。

逆に月の 29 日は民間工事を行っていて、安い賃金しか頂けていないと、全体として労務単価の足を引っ張ってくることとなるので、労務単価水準の支払いを公共工事、民間工事に行き渡らせることで、労務単価を上げていくことを計画している。

皆様も費目毎の見積りを使用することが法施行にあたり、Gメンが立ち入るための重要な部分となるため、見積りの様式等も全国団体等と協力して作成している。

材工分離の見積りを使用頂くことについてご協力を頂ければと考えている。

富山県よりご意見があった路面の標示塗装工については、普通作業員、特殊作業員、軽作業員に分かれており、職種が細かくなっていることで職種によって労務単価が支払われないことがあり、2つの問題がある。

1 つ目は、作業に見合った労務単価が出せないことがあり、過去に実績が少ないため問題である。

2 つ目は、労務単価をどの職種に当てはめていくのか改めて議論すること。

問題解決を目指す上で各職種において、適正な労務単価の行き渡りについて議論することが重要である。

京都府からご意見のあった設計図書の不備については、労務費に関する基準の策定過程において、設計図書の不備が起因とする事後的な変更に伴うコストの問題を議論した。

元請が発注者から適正な契約金額を受け取れない場合、労務費の原資を確保することが困難になる。このため、労務費に関する基準を定める運用方針において、契約締結後に設計図書の変更や詳細が行われ、見積り条件が変更された場合には、契約変更及び請負代金の変更が行われるべきであるとの国土交通省の考えを明確に示している。

■山岸建設振興課長

建設産業界のイメージアップ等の広報活動において、若者や女性の入職者を増やすためのPRは重要であり、国交省としては、入職促進に向けて若年者及び女性をターゲットに取り組んでいる。関係省庁の連携については、例年文科省と都道府県教育委員会に対して、建設業団体が実施している、学生向けの現場見学会やインターンシップ等の取り組みを周知しており、今後も積極的に参加を促すよう努める。

また、厚労省と関係しており、地域における職業理解の促進、職業訓練の実施について連携している。

特に教育関係は重要であり、人材の育成を含めて考えていく必要がある。

多様な人材の入職拡大は重要と考え、建設業団体においても魅力を発信しPR活動に取り組んで頂けるよう、業界の就業の有望者に向けた効果的な情報を発信し、就業の促進を図る。

また、現場の環境改善においても重要なPRに繋がると考えられるため、ハード面やソフト面含めて対応できるよう努める。

外国人労働者について、特定技能制度が行われており、令和9年度より育成就労制度が施行され、建設特定技能受入計画認定制度を設け、手続きはペーパーレスを鑑みて負担軽減に繋げる。

技能実習について、外国人技能実習機構が実習計画の認定も行っており、育成就労制度で新たに設置される外国人育成就労機構が認定を行うこととなっているが、国交省としても所管の入管庁や厚労省とも連携して働きかけていく。

日本語教育及び安全教育については、建設技能人材機構とも連携して無料オンライン特別教育等、費用が負担にならないよう取り組んでいく。

【総評】

■見坂参議院議員

建築工事においては、専門工事業の皆様の協力がなければ工事は進まないし、今後いかに専門工事業への入職者を増やしていくかが喫緊の課題だと感じている。

意見にあるとおり、設計図書の不備により契約後に手戻りが発生し、工期や費用がかかってしまうが、その分の増額費用を見てもらえない等の声も聞いている。また、設計事務所の権限が強すぎるため、施工者側の話聞いてもらえないといった話も聞いている。

管工事や衛生設備工事の歩掛りが実態と乖離していると意見にあるが、歩掛りの調査方法がよくないならば声を上げて頂きたい。

公共工事設計労務単価の引き上げも重要であるが、歩掛りは直接工事費に直結するため、改善されれば予定価格も変わってくるため効果的と考える。

小規模工事においても実態価格に合わせていかなければ利益の確保ができないと考える。

官庁営繕工事について、地方公共団体の発注価格が実態と合わないことから不調が多いと聞いているが、これも改善しなければならない。

まずは、公共工事から良い発注をして頂き、その上で民間工事にまで波及させなければならない。

先日、国会の場で、建設業の働き方改革などについて質問をした。関心ある方は、是非、下記のQRコードからご覧頂きたい。



けんざか茂範チャンネル(国会初質問)